

### Ⅲ 答 申

ネットワークを設置するにあたっては、次に掲げる事項を最大限尊重し、取組むことを希望します。

#### 1 ネットワークの構成について

- **男女平等の推進が、あらゆる分野に効果的に浸透するような仕組みとすること。**

ネットワークの主な目的は、川崎市における男女平等推進に係る情報を広く伝えること、川崎市内における男女平等推進に熱心な活動団体の活動内容とその成果を共有すること、とします。

また、具体的な取組み内容としては、「情報の発信」と「イベントの実施」の2つを主な柱とします。

イベントについては、男女平等推進に積極的な事業所の表彰や市民活動グループ等の活動発表の場などを提案します。

- **ネットワークの趣旨や参加者の役割を明確にし、市、市民、事業者の三者で共有すること。**

ネットワークが継続的かつ効果的に運営されることは、「男女平等のまち・かわさき」の実現を、より確かなものにすると考えます。

したがって、継続的かつ効果的に運営するために、ネットワークの趣旨や参加者の役割を明確にすること、そしてそれらを三者で共有することが大切であると考えます。

- **ネットワーク参加者が、気軽にかつ有意義に参加できるような構成にすること。**

ネットワークにおける取組みが、参加者にとって実践的かつ魅力的であることは、ネットワークへの参加意欲を高めることにつながります。

ネットワークを設置するにあたっては、この点に配慮することが重要であると考えます。

#### 2 ネットワークの参加者について

- **市民、事業者を主な参加者とすること。**
- **活動内容と男女共同参画施策との直接的関係の有無に関わらず、幅広い分野の団体を可能な限り網羅的に含むこと。**

ネットワークへの参加者は、川崎市内における経済、労働、福祉・医療、学校教育、町内会・自治会等の団体、市民活動グループとします。

男女平等推進に直接関係のある団体の参加はもちろん重要ですが、川崎市における男女平等を効果的に推進するためには、ネットワークは可能な限り幅広い分野からの参加者を有するものでなければなりません。

### 3 ネットワークの拠点について

- 男女平等推進の拠点施設である川崎市男女共同参画センターを活用すること。

川崎市においてさまざまに行われる男女平等推進のイベントを、連携の機会として活用していくことが望まれます。川崎市男女共同参画センターは、川崎市において男女平等施策を推進するための拠点施設であり（条例第16条）、地域におけるさまざまな分野の市民、事業者、団体、市民活動グループ等との連携・協働の場としての性格を持っています。したがって、ネットワークの設置にあたっては、この拠点施設を活用することを希望します。

### 4 市の役割について

- ネットワークの参加者は市民、事業者とし、市は、ネットワークを支援する役割を担うものとする。

男女平等の推進の主役はなによりも市民、事業者です。市民や事業者の取組みが促進されるよう、市は積極的に支援することとします。

### 5 ネットワークの名称について

- 市民、事業者が親しみをもつことができ、ネットワークの目的が容易に理解できるようなものとする。

ネットワークに参加していない市民や事業者にとっても身近なものとなるよう、名称は、誰もが親しみを持つことができるようなものであること、また、その目的が容易に理解できるようなものであることが望ましいと考えます。